

【今治タオル導入促進事業 補助金申請要領】

【目的】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、冠婚葬祭やイベント等の減少から贈答用等で拡大してきたタオルの需要が大きく減少する中、市内ホテルや旅館等が今治タオルを導入する経費を今治市が補助することにより、宿泊施設の付加価値を向上させるとともに、新たな需要創出に繋げることにより市内タオル事業者を支援することを目的とする。

【申請受付期間】 令和4年7月4日(月) ~ 令和5年2月28日(火)

※申請受付は先着順となり、上記期間に関わらず予算の上限(30,000千円)に達した場合、終了となります。

【対象者】 市内の宿泊事業者(ただし、下記①~③は除く。)

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業を行う事業所
- ②下宿営業
- ③簡易宿泊営業における民泊を行う施設

【補助対象】 今治タオル工業組合から本事業のために提案された

タオルセット(バスタオルとフェイスタオルのセット)又はバスタオル

(既に今治タオルを導入している宿泊事業者は、既に導入している今治タオルと同程度のタオルセット又はバスタオルのいずれかを補助対象とすることができる。)

※新規導入又は既導入済みのいずれの場合においても、令和4年7月4日以後に購入する今治タオルが補助対象となります。

【補助対象経費及び補助上限】(補助率3/4)

(新規導入の場合)

〈補助対象経費〉

- ①タオルセットの購入費=税別 3,000 円
- ②バスタオルの購入費=税別 2,000 円

〈補助上限〉

(①又は②) × 最大収容人数(上限 100 名) × 6.6(※1)(※2)

(※1)6.6の内訳は、3セット×2クール×1.1(廃棄・盗難に対する予備)である。

(※2)最大収容人数(上限 100 名) × 6.6 の1未満は切り捨て

(例1)最大収容人数 150 名の施設が①のタオルセットを、上限人数の 100 名分を購入する場合

(タオルの納品数は、100 × 6.6 = 660 セット)

(タオル購入に係る全額) 3,000 円 × 100 名 × 6.6 = 1,980,000 円 + 税

(うち、補助金) 1,980,000 円 × 3/4 = 1,485,000 円

(例2)最大収容人数 30 名の施設が②のタオルを、20 名分を購入する場合

(タオルの納品数は、20 × 6.6 = 132 枚)

(タオル購入に係る全額) 2,000 円 × 20 名 × 6.6 = 264,000 円 + 税

(うち、補助金) 264,000 円 × 3/4 = 198,000 円

(既導入済みの場合) ※申請の際に、過去に今治タオルを購入したことが分かる証明書の添付が必要です。

〈補助対象経費〉

①タオルセットの購入費＝現在導入済みのタオルの価格(上限 税別 3,000 円)

②バスタオルの購入費＝現在導入済みのタオルの価格(上限 税別 2,000 円)

〈補助上限〉

(①又は②)×最大収容人数(上限 100 名)×6.6(※1)(※2)

(※1)6.6 の内訳は、3セット×2クール×1.1(廃棄・盗難に対する予備)である。

(※2)最大収容人数(上限 100 名)×6.6 の1未満は切り捨て

(例1)最大収容人数 200 名の施設が、①のタオルセットを現在 4,000 円(バスタオル単価＋フェイスタオル単価)で購入しており、今回 80 名分を購入する場合

(タオルの納品数は、 $80 \times 6.6 = 528$ セット)

(タオル購入に係る全額) $4,000 \text{ 円} \times 80 \text{ 名} \times 6.6 = 2,112,000 \text{ 円} + \text{税}$

(うち、補助金) $3,000 \text{ 円} \times 80 \text{ 名} \times 6.6 \times 3 / 4 = 1,188,000 \text{ 円}$

(例2)最大収容人数 50 名の施設が②のタオルを現在 1,000 円で購入しており、今回 50 名分を購入する場合

(タオルの納品数は、 $50 \times 6.6 = 330$ 枚)

(タオル購入に係る全額) $1,000 \text{ 円} \times 50 \text{ 名} \times 6.6 = 330,000 \text{ 円} + \text{税}$

(うち、補助金) $1,000 \text{ 円} \times 50 \text{ 名} \times 6.6 \times 3 / 4 = 247,500 \text{ 円}$

【必要書類】

①今治タオル導入促進事業補助金交付申請書兼請求書

②誓約書(別紙)

③領収書の写し(今治タオルメーカーから取得)

④納品書の写し(今治タオルメーカーから取得)

⑤今治タオルブランド商品認定証の写し(今治タオルメーカーから取得)

⑥旅館業法に基づく営業許可証の写し(※食品衛生法に基づく営業許可証は不可)

⑦市税完納証明書(※宿泊事業者が法人の場合は法人分、個人の場合は代表者分)(納税課から取得)

⑧WEB等に公開された今治タオル使用の画像の写し

⑨(既に導入済みの場合)

過去の取引が分かる証明書類(納品書等)

⑩振り込み先の通帳見開き1ページの写し (金融機関名、支店名、口座名義人、口座番号がわかる部分)

【申請方法】 下記申請・問合せ先窓口へ持参または郵送

※持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

※提出された申請書に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがあります。他宿泊事業者よりも先に申請書を提出していても書類に不足や不備があった場合、後に提出した宿泊事業者が先に受付完了となりますので、ご注意ください。

※本補助金の申請は、1事業者につき1回限りとします。(1事業者が2施設以上にまたがって運営している場合についても、全施設分含めて1回までとなります。)

【申請・問合せ先】 〒794-8511 今治市別宮町一丁目4番地1

今治市役所 産業振興課 担当:加藤(かとう)、鍛谷(かじや)

TEL : (0898) 36-1540 FAX : (0898) 25-2961

記入例

別記様式第1号（第5条関係）

令和4年7月4日

（あて先）今治市長

申請者 郵便番号 〒794-8511
所在地 今治市別宮町一丁目4番地1
名称 今治宿泊事業所
代表者 職・氏名 代表取締役 今治 太郎
（担当）しまなみ 次郎 （連絡先）0898-12-3456

今治タオル導入促進事業補助金交付申請書兼請求書

今治タオル導入促進事業補助金に関する要綱第5条の規定に基づき、今治タオル導入促進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請し、交付が決定された場合、本状をもって請求します。

最大収容人数以内の人数かつ100名以内の人数を記入してください。

1 補助金交付申請額

宿泊施設名	最大収容人数	申請希望人数
今治宿泊事業所	250人	100人

※宿泊施設における現状の収容人数（宿泊室のみ）を記入してください。

補助金交付申請額	1,485,000円
----------	------------

2 振込先

（例）3,000円のタオルセットの場合

$3,000 \times 100 \times 6.6 \times 3 / 4 = 1,485,000$ 円（※補助率を必ず掛けてください）

金融機関名	〇〇〇〇 銀行	(金融機関コード) 〇〇〇〇					
支店名等	〇〇 支店	(支店コード) 〇〇〇					
預金種別	1. 普通 2. 当座(該当するものを○で囲んでください)						
口座番号(右づめ)	1	2	3	4	5	6	7
フリガナ 口座名義人	イマバリ タロウ 今治 太郎						

(注1) 申請者名義の口座を記入してください。

(注2) ゆうちょ銀行の場合は、他金融機関からの振込の受取口座として利用する際の店名、店番、預金種目及び口座番号を記入してください。